



2023年2月15日

各位

会社名 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮地 広志  
(コード番号 6573 グロース)  
問合せ先 取締役 CFO 川上 元樹  
(TEL 03-6435-7130 (代表))

## 改善計画の進捗状況等について

当社は、2022年9月30日付の「改善計画・状況報告書」の公表について、第三者委員会から提言を受けた再発防止策の策定に際しての指針を踏まえ、2021年9月2日付で株式会社東京証券取引所へ提出した改善報告書において記載した再発防止策に加えて、「経営体制の刷新と経営責任の明確化」、「コーポレートガバナンス体制の強化」、「情報収集体制の強化」、「内部監査体制の見直し」、「監査等委員会における監査の実効性担保」、「社内規程の整備・改定及び業務フローの見直し」及び「コンプライアンス意識の向上」の7つのテーマに分類した改善措置を追加で講じることが必要であると判断し、改善計画を策定いたしました。その後、2022年10月より外部専門家を交えた改善計画の実行チームを立ち上げ、旧役職員の責任追及や外部専門家関与の下での内部統制の抜本的な見直しに取り組むことで、改善計画の迅速かつ適切な実施を推進しております（以下、「本プロジェクト」といいます。）。

当社は2023年1月31日付で社長が交代しておりますところ、新たな経営体制の下でも引き続き改善計画の履行を最重要施策として認識しております。改善計画は、そこに掲げた全ての施策を2023年3月末までに実施あるいは運用開始することとしており、一部は今後の実施あるいは運用開始となる施策もありますが、改善計画の策定から相応の期間が経過したことに加えて新たな経営体制に移行した今般、本プロジェクトにかかる取り組みを加速していくためには、これまでの取り組みを総括し、当社の現状をお知らせしていくことも重要であるとの判断に至りましたので、現時点における改善計画の進捗状況等を下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本プロジェクトの推進体制及び改善計画の進捗状況についての現状認識

本プロジェクトにおいては、社長を筆頭にそれぞれ改善計画を所管する部門の主要メンバーを招集して実行チームを組成し、改善計画に基づき個別具体的な取り組み内容の検討を行っております。また、本プロジェクトでは、外部専門家を交えて週次で定例会を開催するとともに、当社常勤監査等委員による随時のモニタリングを受けることで、本プロジェクト全体の進捗状況を管理しております。

改善計画で取り上げた改善報告書に記載の再発防止策については、内容を変更することなく運用の徹底に努めております。一方、改善計画の策定時に追加した7つのテーマについては、一部で内容を変更したり、遅延が生じたりしております。以下では、分類した7つのテーマごとに、改善計画で掲げた施策、現時点で

の変更点及びスケジュールからの乖離状況、それらの理由についてご報告いたします。

(1) 経営体制の刷新と経営責任の明確化

<改善計画で掲げた施策（【】内は改善計画策定時の実施・運用開始スケジュール）>

- ① 経営体制の刷新 【2022年9月】
  - 1) 監査等委員会設置会社への移行
  - 2) 役員体制の刷新
- ② 関与した役職員への措置対応 【2022年11月】

「経営体制の刷新」については、改善計画の策定までに実施しておりましたところ、2022年12月にはコーポレートガバナンス体制の強化と当社事業の更なる推進を目的に、宮地広志取締役（現社長CEO）と川上元樹取締役CFOを追加で選任しております。

「関与した役職員への措置対応」については、改善計画の策定までに関与者に対する人事的措置等を行っており、改善計画の策定後は、弁護士を交えて刑事告訴や民事における損害賠償請求などの更なる措置の必要性についてガバナンス強化委員会に諮問した上で2022年11月末までに検討していくこととしておりました。これについて、ヒアリング対象者の一部が新型コロナウイルスに罹患してヒアリングを延期したこと、東京地方検察庁からの元取締役の刑事事件記録の謄写閲覧許可までに想定以上の時間を要したこと、ヒアリング結果や事件記録の閲覧結果を踏まえてヒアリング対象者を追加したこと等から対応が長期化し、現時点においてもガバナンス強化委員会への諮問に至っておりません。今後は、2023年3月までにガバナンス強化委員会に諮問した上で検討を終えられるよう鋭意対応してまいります。

(2) コーポレートガバナンス体制の強化

<改善計画で掲げた施策（【】内は改善計画策定時の実施・運用開始スケジュール）>

- ① ガバナンス強化委員会の設置 【2022年10月】
- ② 役員選任基準や適合状況の検討フローの見直し 【2022年10月】
- ③ 取締役会報告内容の充実 【2022年10月】
- ④ 取締役会議事録の内容充実及び作成方法の改善 【2022年9月】
- ⑤ 経理チームにおける出納担当者・承認者／計上担当者・承認者の明確な分離 【2022年12月】

いずれも、改善計画どおり実施・運用開始しており、計画からの変更点及びスケジュールからの乖離はありません。

(3) 情報収集体制の強化

<改善計画で掲げた施策（【】内は改善計画策定時の実施・運用開始スケジュール）>

- ① 外部機関への内部通報窓口の設置 【2022年11月】

- ② 内部通報制度の周知徹底と信頼性の醸成 【2022年11月】
- ③ 役職員への定期的なアンケート調査 【2022年12月】

「外部機関への内部通報窓口の設置」及び「内部通報制度の周知徹底と信頼性の醸成」については、改善計画どおり実施・運用開始しており、計画からの変更点及びスケジュールからの乖離はありません。

「役職員への定期的なアンケート調査」については、法務・コンプライアンス部が主管し、コンプライアンス違反やそのおそれに関する情報収集を目的に、2022年12月を初回として半年に一度の頻度で、当社役職員に対して第三者機関を通じた匿名でのアンケートを実施することとしておりました。これについて、2022年12月に初回のアンケートを実施しておりますが、実施したアンケートは内部監査室主導となり、また、外部の第三者機関を利用しておりません。これは、外部の第三者機関選定からアンケートの実施・回収までに時間を要することが見込まれた中で、主管部署としていた法務・コンプライアンス部が規程改訂の対応に追われ対応が進められていなかったところ、当社としては早期にアンケートを実施しての情報収集を優先すべきと判断し、初回は暫定的な対応としております。ただし、当社は、外部の第三者機関を通じたアンケート実施の必要性は引き続き認識しており、2023年3月には外部の第三者機関を通じたアンケートを実施し、以降も外部の第三者機関を通じたアンケートを実施していく予定でおります。

#### (4) 内部監査体制の見直し

<改善計画で掲げた施策（【】内は改善計画策定時の実施・運用開始スケジュール）>

- ① 監査等委員会との連携強化 【2022年11月】
- ② 内部監査室の専任担当者の確保 【2022年9月】
- ③ 内部監査室員への外部専門家によるサポート体制の構築 【2022年10月】
- ④ 社内情報へのアクセス権限の見直し 【2022年12月】

いずれも、改善計画どおり実施・運用開始しており、計画からの変更点及びスケジュールからの乖離はありません。

#### (5) 監査等委員会における監査の実効性担保

<改善計画で掲げた施策（【】内は改善計画策定時の実施・運用開始スケジュール）>

- ① 内部監査室と監査等委員会の連携強化 【2022年10月】
- ② 監査等委員間における情報共有の促進 【2022年10月】

「監査等委員間における情報共有の促進」については、改善計画どおり実施・運用開始しており、計画からの変更点及びスケジュールからの乖離はありません。

「内部監査室と監査等委員会の連携強化」については、監査等委員会が内部監査室から監査の方針や進捗について報告を求められることができるように内部監査規程を改定し、報告内容に基づいて内部監査室

に対して具体的な指示を行うことができるような体制を 2022 年 10 月 末までに整備することとしておりました。これについて、監査等委員会が内部監査室から監査結果の報告を受けるなどの運用は 2022 年 10 月より開始したものの、他規程の改定と作業が重なったことで内部監査規程の改定は 2022 年 12 月に行っております。

#### (6) 社内規程の整備・改定及び業務フローの見直し

<改善計画で掲げた施策（【】内は改善計画策定時の実施・運用開始スケジュール）>

- ① 社内規程の包括的な見直しと社内周知の徹底 【2023 年 3 月】
- ② 社内改善分科会の立ち上げ 【2022 年 9 月】
- ③ 経理部門の専門知識の向上 【2023 年 1 月】

いずれも、改善計画どおり実施・運用開始しており、計画からの変更点及びスケジュールからの乖離はありません。

#### (7) コンプライアンス意識の向上

<改善計画で掲げた施策（【】内は改善計画策定時の実施・運用開始スケジュール）>

- ① 役職員に対するリスク・コンプライアンス意識の改革 【2022 年 10 月】
- ② コンプライアンス専任担当者の設置 【2023 年 2 月】
- ③ 人事評価における職業倫理チェックシートの活用 【2023 年 1 月】

いずれも、改善計画どおり実施・運用開始しており、計画からの変更点及びスケジュールからの乖離はありません。

## 2. 改善計画以外の改善措置の追加

当社は 2022 年 11 月 21 日付の「過年度における第三者割当増資及び新株予約権の募集にかかる資金使途変更に関するお知らせ」で開示しておりますように、当社においては増資等で調達した資金の使途を管理できておらず、またこれに起因して資金使途変更の開示が遅延するなど、資金管理体制や適時開示体制の問題が露呈しております。

これらの問題に対しても、資金管理担当者、開示担当者及びその責任者らにおいて原因を分析し、調達資金管理口座の変更、資金使途の月次監視、適時開示責任者と担当者の教育といった再発防止策の実施に取り組んでおります。

## 3. 今後の見通し

当社は株主・投資家の皆様をはじめとした関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深

くお詫び申し上げますと共に、上場会社として重大な責任があると深く反省しております。

現時点における改善計画の進捗等は以上のとおりであり、現時点では一部に遅延が生じていたり、新たな問題が露呈したりしているものの、新たな問題への対処も含めた全ての施策の2023年3月までの実施あるいは運用開始、及び、各施策の確実な運用と定着に向け、新たな経営体制の下で全社一丸となってその取り組みを加速してまいります。

なお、今後、当社が特設注意市場銘柄に指定されてから1年経過後の2023年6月に内部管理体制確認書を株式会社東京証券取引所へ提出する予定であり、それに合わせて改善計画の進捗状況等を改めてお知らせいたします。

以上